

政令第九十三号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第三十条の四第三号及び第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第八号口中「第十五条の三第二項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第十五条の三第二項第二号中「又は児童福祉法第六条の四に規定する里親」を削り、同項に次の一号を加える。

三 児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の四に規定する里親である保護者

第二十四条の二中「千分の百三十六・七」を「千分の百五十四・四」に改める。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。